

都道府県公害審査会の動き

(令和7年2月～6月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
佐賀県 令和7年(調)第1号	老人福祉施設からの騒音被害防止請求事件	R7.2.6
東京都 令和7年(調)第1号	物流施設等建設計画見直し等請求事件	R7.2.26
京都府 令和7年(調)第1号	排水による土壌汚染のおそれ公害防止請求事件	R7.3.7
岐阜県 令和7年(調)第1号	農業施設からの大気汚染被害防止請求事件	R7.3.10
広島県 令和7年(調)第1号	鉄道騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	R7.3.11
大阪府 令和7年(調)第2号	金属加工工場からの騒音等被害防止請求事件	R7.3.12
埼玉県 令和7年(調)第1号	木材加工工場からの大気汚染等被害防止及び損害賠償請求事件	R7.3.17
宮城県 令和7年(あ)第1号	エアコン室外機からの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件	R7.3.21
岐阜県 令和7年(調)第2号事件	工場・倉庫の建物内および敷地内の外部からの騒音被害防止請求事件	R7.4.1
千葉県 令和7年(調)第2号事件	車両からの排ガス被害防止請求事件	R7.4.9
北海道 令和7年(調)第1号事件	エアコン室外機からの騒音・振動被害防止請求事件	R7.5.7
福島県 令和7年(調)第1号事件	粉じん被害への飛散防止、損害賠償等請求事件	R7.5.21
山梨県 令和7年(調)第1号事件	農業機械等による騒音・粉塵被害防止請求事件	R7.5.27
島根県 令和7年(調)第1号事件	自動車部品製造工場からの騒音・振動被害防止請求事件	R7.6.17

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
愛知県 令和6年(調) 第1号事件 [洋菓子店室外機 からの騒音被害 防止及び損害賠 償請求事件]	愛知県 住民2人	洋菓子店	令和6年1月30日受付 (1) 被申請人は、申請人に対し、室外機から発する騒音について、室外機の機種を変更する、あるいは効果的な防音壁を設置するなどの防音措置を講じて、敷地境界にて騒音を愛知県条例で定めている規制基準以下に低減すること。 (2) 被申請人は、申請人Bに対し、金31万5610円及びこれに対する本申請書送達の日から翌日まで、年3%の割合による金員を支払え。 (3) 被申請人は、申請人Cに対し、金20万0000円及びこれに対する本申請書送達の日から翌日まで、年3%の割合による金員を支払え。 (4) 調停費用は被申請人の負担とする。	令和7年3月4日 調停成立 調停委員会は3回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。
埼玉県 令和6年(調) 第2号事件	埼玉県 住民2人	埼玉県 住民2人	令和6年7月28日受付	令和7年4月21日 調停打ち切り

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
[隣家からの騒音 被害防止請求事 件]			(1) 被申請人は、騒音の発生元となる運動の練習、トレーニングの行為等を被申請人の居住建築物の居住区内において行ってはならない。 (2) 被申請人は、被申請人の居住建築物の構造などを十分に理解し、騒音の発生元となる床振動音の軽減となる措置を執らなければならない。 (3) 被申請人は日中も含むが、特に19時から深夜にかけての家庭内騒音についても軽減となる措置を執らなければならない。 (4) 上記措置を執らない場合は、半年の猶予期間後、被申請人の居住建築物から退去しなければならない。	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
大阪府 令和7年(調) 第1号事件 [トラック騒音被害防止請求事件]	大阪府 住民4人	大阪府 住民1人	令和7年2月3日受付 (1) 早朝の時間を午前7時以降にするか、倉庫の出入口の場所を変えてほしい。 (2) 日中の騒音や早朝の時間に睡眠を妨害しない場所に移転してほしい。	令和7年5月22日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
神奈川県 令和7年(調) 第1号事件	神奈川県 住民1人	神奈川県 A市	令和7年2月10日受付	令和7年5月23日 調停打ち切り

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
[近隣道路からの振動被害防止請求事件]			交差点改良工事前（令和6年1月15日以前）のように申請人自宅の2階及び台所が振動しないようにすること	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
大阪府 令和6年（調） 第2号事件 [発電機騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件]	大阪府 住民2人	不動産業者、建設業者、学術研究業者、銀行、情報通信業者	令和6年3月11日受付 （1）被申請人は、新築工事により設置された発電機の運転に伴い、騒音を生じさせてはならない。 （2）被申請人は、新築工事により設置された発電機の運転に伴い、排煙を生じさせてはならない。 （3）被申請人は、申請人らが被った健康被害につき慰謝料として相当額の損害賠償を支払え。	令和7年6月9日 調停申請取下げ 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人側から調停申請を取下げたため、本件は終結した。

（注）上記の表は、原則として令和7年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。



第122号 令和7年8月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問合せ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9959（直通）

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。